

令和3年度
茂原市地域密着型サービス事業所集団指導

次第

- 1 令和3年度介護報酬等改正について
- 2 実地指導・監査について
- 3 事故報告書について
- 4 運営推進会議について
- 5 介護報酬体制届の提出について
- 6 業務管理体制の届出について
- 7 認知症介護基礎研修（e-ラーニングについて）

確認した事業所は別紙確認表の提出をお願いします。

茂原市役所福祉部高齢者支援課

令和3年度地域密着型サービス事業所集団指導資料

茂原市福祉部高齢者支援課
令和3年12月

1 令和3年度介護報酬等改正について

◆令和3年度介護報酬等改正について(厚労省URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

(全サービス共通事項)

◆感染症対策の強化【3年の経過措置期間あり】

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。

◆業務継続に向けた取組の強化【3年の経過措置期間あり】

感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた取り組みとして業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。

➡厚生労働省の【「新型コロナウイルス感染症発生時」及び「自然災害発生時」の業務継続ガイドライン】を参照

厚労省URL (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

検索でそれぞれの項目を入力して確認してください。

◆ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策を求める。

➡厚生労働省の「ハラスメント対策マニュアル」等を参照

厚労省URL (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

◆会議や多職種連携におけるICTの活用

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進、業務効率化や業務負担減の観点から、テレビ電話等を活用して実施を認めることとする。

◆利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

- ➡電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

厚労省URL (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

- ➡検索で項目を入力して確認してください。

◆記録の保存等に係る見直し

業務負担軽減やローカルルールの解消を図る観点から、事業者における諸記録の保存・交付等について、適切な個人情報の取扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。

- ➡電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

◆運営規程等の掲示に係る見直し

利用者の利便性向上や業務負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の見やすい場所への掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

◆高齢者虐待防止の推進【3年の経過措置期間あり】

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。

- ➡虐待の防止に関する措置を講じるほか、上記内容を運営規程にも定める必要あり

◆LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進

介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービスについて、LIFEを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。

2 実地指導・監査について

◆基本方針

介護保険法第8条及び第8条の2に規定する事業の実施に当たり、同法及び関連法令に規程に基づき①法令遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、介護保険事業を行う事業者に対して指導・監査を行うこととする。

◆根拠法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・茂原市介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成21年4月1日茂原市告示第40号）

◆対象施設及び事業所

地域密着型サービス事業所の場合は次のとおり

地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設

<指導>

- （1）集団指導：事業所を一定の場所に集めて講習等の方法により年1回実施する。
- （2）実地指導：施設及び事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行う。指定期間（6年）の間に1回を目安として実施する。

◆重点事項

- ・法令遵守事項
- ・報酬等請求事項
- ・尊厳保持（サービス提供）事項

<監査>

通報、苦情、相談等に基づく情報、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者等、介護保険法第115条の3第4項の規定に該当する報告の拒否等の情報、実地指導で確認した指定基準違反等がある場合などは、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査に移行することがある。

3 事故報告書について

◆介護保険サービス事業所における事故報告について

介護保険サービスの提供中に事故が発生した場合は、当該被保険者のご家族及び当該被保険者に係る居宅介護支援事業者等への連絡と同時に、市への報告が必要となります。

◆報告方法

(1) 事故発生後、各事業者は速やかに事故報告書を作成し、市へ郵送・メールもしくは窓口持参で報告してください。ただし、緊急を要する場合は、電話等で報告を行い、その後文書で報告してください。

※緊急を要する場合は、死亡事故・感染症の発生・職員の不祥事・その他の重大事故です。

(2) 事故処理が長期化する場合、適宜途中経過の事故報告書を提出するとともに、当該事故処理がすべて完了した時点で、最終の事故報告書を提出してください。

◆報告内容

報告の範囲

- (1) 利用者のケガ又は死亡事故が発生したとき。
 - ・ケガの程度は原則として外部の医療機関で受診を必要としたもの。
 - ・送迎、通院などの間の事故、災害を含む。
 - ・利用者の過失事故によるケガも含む。
- (2) 食中毒及び感染症、結核が発生した時。
- (3) 職員の法令違反、不祥事等が発生した時。
- (4) 災害による被害が発生した時。
- (5) その他管理者の判断で報告が必要と判断された時。

報告先

- (1) 被保険者の属する保険者
- (2) 事業所・施設が所在する保険者
 - ※食中毒及び感染症・結核が発生した時は、保健所への連絡も行ってください。

市 URL (<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000003488.html>)

4 運営推進会議について

◆運営推進会議とは

運営推進会議とは、介護保険法の「指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準（以下、「運営基準」という）」で定められているもので、グループホーム・小多機・地密特養・地密デイ等の事業所ごとに設置・開催が義務付けられている。

※根拠等

令和3年12月1日現在

事業所種別 (略称)	運営基準	頻度	茂原市事業所 所在の有無 (事業所数)
地域密着型通所介護 (地密デイ)	第34条	半年に1回	○ (23)
認知症対応型通所介護 (認知デイ)	第61条 (準用)	半年に1回	○ (2)
小規模多機能型 居宅介護 (小多機)	第88条 (準用)	2月に1回	○ (3)
認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)	第108条 (準用)	2月に1回	○ (8)
地域密着型介護 老人福祉施設 (地密特養)	第157条 (準用)	2月に1回	○ (4)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	第3条の37	3か月に1回	×
看護小規模多機能型 居宅介護 (看護小多機)	第182条 (準用)	2月に1回	×
療養通所介護	第40条の16 (準用)	12月に1回	×
地域密着型特定施設 入居者生活介護	第129条 (準用)	2月に1回	×

◆目的

グループホーム等の事業者が自ら設置し、利用者、利用者の家族、地域包括支援センター職員、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスを提供することで、次に掲げる1～4を達成することが主な目的となる。

- 1 事業所運営の透明性を確保すること。
- 2 サービスの質の確保、向上すること。
- 3 事業所による利用者の抱え込みを防止すること。
- 4 地域との連携を図り、地域交流等の体制を築くこと。

◆概要

- ・開催の単位：事業所ごと
- ・開催頻度：地密デイ、認知デイ：おおむね6か月に1回以上
小多機、グループホーム、地密特養：おおむね2か月に1回以上
- ＊他は、前ページ参照。
- ・委員の構成：利用者、利用者家族、町内会、民生委員、地域包括支援センター職員、老人クラブ役員、市職員等
- ・会議の内容：運営状況の報告、運営に関する要望・助言等を聴く。
- ・会議の記録：事業所は会議の記録を2年間保存すること。

※グループホーム等において、運営推進会議は特に重要とされている。また、事業所指定の要件にもなっていることから、運営推進会議が設置・開催されていない場合は、指導（勧告・指定の更新の拒否等）の対象となる。

※グループホームについては、運営推進会議を行うことにより、1年に1回必要な外部評価の実施緩和基準の一つを満たす場合がある。

＊外部評価とは・・・運営基準で定められているもので、自己評価と併せてグループホーム等に実施が義務付けられている。

◆資料

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準（「運営基準」という）
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
- ・茂原市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

※書面開催について

厚生労働省より、令和3年11月24日付事務連絡で「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」が発出されました。

しかし、感染症予防の観点より引き続き書面開催にて運営推進会議を開催することも考えられるため書面開催の手順についてお伝えします。

- 1 運営推進会議の資料を事業所内で検討し作成する。
- 2 運営推進会議の通知及び資料等を各委員へ発送し、意見等を求める。
- 3 各委員より意見等が集まり次第、事業所内で運営推進会議を開催する。
- 4 運営推進会議で話し合われた内容をまとめ各委員に報告する。

5 介護報酬体制届の提出について

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、変更のある前の月の15日（15日が土日、祝日などの場合は、その前の開庁日）が最終受理日となる。

・最終受理日に書類作成が間に合うよう、事前相談など行うこと。

市 URL (<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000000978.html>)

6 業務管理体制の届出について

・令和3年4月1日から介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の提出先が一部変更になりました。

県 URL

(<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/service/gyoumukanri-todokede.html>)

7 認知症介護基礎研修(eラーニングについて)

・令和3年度から、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられました。

県 URL

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/jinzai/ninchi-jissenkenshu.html>)

問い合わせ先
茂原市高齢者支援課管理係
電話：0475-20-1572